

近代民主政治本質論序説

— 服従のしかたとしてのデモクラシー —

大江 健

- 一、デモクラシー本質觀の兩極と本稿の課題
- 二、「少數支配の原則」(minority rule)とデモクラシーの神話
- 三、少數支配の制御体制としてのデモクラシー
- 四、近代デモクラシーの本質的機能と服従のしかた
- 五、服従の行動様式における「同意型」と「同調型」
- 六、同意型服従のエトス的基礎

世上にいわゆる「デモクラシー」(democracy, Demokratie)の本質を見究めようとするに當つては、まず、觀念、象としてのデモクラシーと、事實過程としてのデモクラシーとの辨別が必要である。なぜなら、現實の社會・文化事象としてのデモクラシーは、人間の生活環境——社會心理學でも「地理的環境」(geographical environment)に

對する「行動的環境」(behavioural environment)⁽²⁾——を構成してゐるものが一般にそうであるより、なかんずく、政治上の事物、事件についてむかへる顯著に認められるであらうより、「觀念的なるもの」(Das Ideelle)と「事實的なるもの」(Das Faktische)との複合態^{（フュンクターブル）}として存在してゐるからであり、デモクラシーの本質は、その兩者のからみ合ふ、かかわり合ふ、そのあり方においてこそ見定められようからである。

ひとくちに「デモクラシー」とよばれる事が、そのうした存在構造のゆえに、この對象を理解・把握しようとする人の人びとの關心が、主としてその觀念的側面に向けられるか、それとも事實過程的側面に重きがおかれるかによりて、全く相異なるデモクラシーの本質觀が成立することとなる。すなわち、その一方の極には、「主權在民」の建前にもどり、「多數決」ならびに「代表」の原理・制度をもつとするところの、「自由」かつ「平等」な人民の自己統治(self government)の政治体制としてのデモクラシー觀が成立し、他の極には、少數支配者のための、少數支配者による、欺瞞的な大衆支配手段のシステムとしてのデモクラシー觀が成り立つであろう。前者の見方をかりに名づけ、「觀念もしくは理念本位のデモクラシー觀」とよぶなら、後者は、せしづめ事實本位のデモクラシー觀である。まことにこの見方をもつて、「デモクラシー本質觀の兩極」とすれば、この兩極間には、一見して分明なとおりの甚だしい懸隔が存するのみならず、つきつめれば、やんばね、「當爲」(Das Sein Sollende)と「存在」(Das Seiende)、「權利問題」(quaestio juris)と「事實問題」(quaestio facti)との異質的對立・矛盾・背馳の關係が介在し、そのことがこの兩極分解を惹き起さしめる有力な契機となつたることに氣づくのである。この觀點からすれば、兩極の一は「當爲としてのデモクラシー」を考え、他は、「存在としてのデモクラシー」を見てゐるものと見えよう。兩者の見解の内容上の著しい相異・懸隔は、窮屈において、かかる關心方向の質的・原理的な相異にもとづいており、デモクラシー本質論の諸困難も、主としてこの點に根柢してゐるのである。もとより、本稿にあつ

ては、この點に關しても、前述のとく、略言すれば *Sein* と *Sollen* のかかわり合う特定のあり方にデモクラシーの本質を見ようとするものなのであるが、それはともあれ、ここに上記兩極間の共通點を明らかにしておかねばならぬ。

兩極間の甚だしい懸隔と背馳にもかかわらず、これら二つの觀方の間に明確に認められる共通點は、デモクラシーをもつて何らか特定の政治のしかた、とくよりは、統治のしかた、ヨリいつそう端的にいえば、支配のしかたとしてとらえようとする傾向・態度であり、方法である。すなわち、前者は、デモクラシーをば、その固有の語義どおり、人民の支配^(デモス・クラトス)、もしくは、多數支配と解し、後者は、そのような理解のしかたそのものをもふくめて、要するに、デモクラシーとは、巧妙に仕組まれた少數支配の方法にほかならぬとみるのである。

ところで、科學の仕事は、何よりも事實と論理に即して、現實を觀察し、眞實を解明することにある。しかるに、政治的現實は、上述のように、「事實と觀念との相關過程」であつて、しかも、そこにおける兩要素間の背馳が甚だしければ甚だしいほど、事態は「政治的なるもの」(Das Politische) を濃化^(サインス・オーバーリティックス)する⁽³⁾。したがつて、政治の科學としての政治學は、G・ザロモンの強調するように、ま乎もつて、「イデオロギーに關する理論として」、(現實の) 假面を剥ぎ、(ひとびとの) 幻想を曝露する作用^(カッコ内筆者) を營むことを通じて、「啓蒙」(Aufklärung) をば、その重要な現實的任務とするものである。政治學のこうした立場からみれば、上の二つのデモクラシー觀については、後者の觀方のほうが、前者に比してヨリ科學的であるといふやうである。この觀方がらすれば、前者の觀方にしたがつて、デモクラシーを「多數支配」(majority rule) とよぶことは、「少數支配」(minority rule) の「實」を蔽う「名」、もしくは、いわゆる「イデオロギー」にほかならぬ。「國民代表」とか、人民の自己統治^(セルフ・ガバナンス)、つまり、「支配と服從の自己同一性」^(アイデンティティ) あることはまた、「主權在民」という觀念についても同然で

ある。

ザロモンが指摘している「政治的イデオロギーの半宗教的世界における偶像・迷信・魔術の現存⁽⁵⁾」ということは、古今東西を問わない。むしろ、文明の高度化とともに、ヨリいつそう深刻な事態が現出し、その規模を擴大しつつあるといえる。かつてのわが國のいわゆる超國家主義^(ウルトラ・ナショナリズム)や、ナチス・ドイツのファシズムのイデオロギーについては、いかにおよばず、コムニズムの社會でも、デモクラシーの國でも、「よく検討してみれば、神話や、タブー⁽⁶⁾や、迷信や、呪術や、ことばの魔術は、原始社會と同じように依然として政治を支配している」のみか、いわゆる「大衆社會」(mass society)⁽⁷⁾の擴大にともなう思想の標語化や、マス・コミュニケーション・メディアの發達による社會環境のイメージ⁽⁸⁾(=地圖)工作の容易化等の事情により、政治技術の魔術性は、いつそう、強化され、擴大されつつあるのである。いまこの點に立ち入つて論する餘裕はないが、差當り、前記の「主權在民」とか、「多數決」とか、「國民代表」とか、あるいは「デモクラシー」ということばそのものをとつてみると、これらは、大衆心理、ないし國民の政治意識の平面において、まさしく、「現代で權威と名分のある言葉」の最たるものであろうが、それでは、「これらの言葉で事實何が意味されているかと赤裸に透見すると、實は迷信と神話と呪術と大差のないことが多い」⁽⁹⁾のに一驚を喫するのである。

これら各事項については、すでに諸家のすぐれた研究があり、いちいち詳細な論證を重ねることは、もとより本稿の任務ではない。ここでは、極言すれば、現代においてもなお、政治は魔術の別名⁽¹⁰⁾とすらよびうる本質的契機を有することに注意を喚起するとともに、本稿の課題とするところが、單に、「デモクラシーの神話」、もしくは、「デモクラシーの魔術」の現實曝露にあるのではなくして、「當爲としてのデモクラシー」を實現し、達成するのに、ヨリ有効・適切なデモクラシーの本質觀、あるいは、その概念の仕方を、あたうかぎり事實に即して探求し、發見する

ひと、つまり、ことばの正當な意味における「啓蒙」の手段、そのいとぐちを見出そうとするにあることを意味し
うれば足るのである。

しかしながら、そのような企圖をもつてなされる本稿の記述を理解し易からしめるために、あらかじめ、主題に
對する筆者の基本的な考え方を、ここにいま少しく具体的に明らかならしめておくことは、あながち無用のわざで
はあるま。

私見によれば、デモクラシー本質觀の兩極としてあげた前記の一見解は、いずれも現實の實踐的・黨派的立場か
らすればそれぞれ有用であり、ことに後者の見解は、「デモクラシーの理想」を實現するための嚮導概念としては、明
點において、科學的な正しさをもふんでゐるが、「デモクラシーの現實」の主要な一面を的確にとらえ得てゐる
らかに不適當であり、前者はもとより科學性を缺如してて、ともに適切な見解とは考えられない。俗ないいかた
をすれば、やはり、眞理は兩極の中間にあると思われる。すなわち、前者は、人民の自主・自律的なはたらきの可
能性を前提し、これを強調しようとしているかぎりにおいては正しいが、即物的な現實認識に缺けてゐる。後者
は、客觀的な現實分析の點で優れてゐるが、人民の能動性を全く看却してゐる點で不完全である。やはり、デモク
ラシーとは、「人民のための・人民による・人民の政治」“the government of the people, by the people, for the
people”でなければならない。しかし、その「人民による政治」の政治とは何かが問題考察の第一點であり、また
その人民によるとは如何なる意味であるかが問わねばならぬ。前記の一見解をはじめとして、デモクラシーの本
質に關し、學界・思想界の内外に行われてゐる諸見解の躊躇の素因は、この政治をもつて、支配と同視する一般
的傾向にある。

しかるに、政治もしくは統治(government)は、支配と服從とが相俟つところに成立しうるのであって、服從な

くして支配や統治が成り立つてはあり得ない。しかして、人民、もしくは國民とは、ひつきよう、少數者によつて支配され、統治され、服従せしめられる多數者である。多數の「民」が支配するなどということは、本来、語義的にも成り立ち得ないことであるが、およそ政治社會 (political society) の根本理法に反した「幻想」——たゞ後述するとき意味合いにおいて有意義な幻想——にほかならない。しかし、多數人民は、支配することはできないにせよ、政治を行うことはできる。すなわち、特定の服従の仕方を通じて、少數治者の支配の仕方を有効に制御(コントロール)し、政治あるいは統治のあり方をば、よかれあしかれ、多かれ少なかれ、左右することができるのである。されば、デモクラシーを、「人民による政治」とよぶさいの政治とは、何よりもまず、特定の服従のしかたでなければならぬであろう。そうして、また、人民による政治とは、多數人民の特定の服従のしかたによる・少數治者の支配の「制御」(コントロール)を意味するものでなければならぬであろう。ひとくちにいえば、「人民による政治」とは、多數被治者人民の特定の服従のしかたによる「制御」(コントロール)を受けて營まれる少數者(マイノリティ)の支配にほかならぬ。デモクラシーの本領と名づくべきものは、何よりもまず、かかる人民の特定の「服従のしかた」と、それにもとづく「少數者支配制御」の有効確實化の機能に存するのである。このことは、ひいては、「人民のための政治」をもたらし、政治權力、もしくは國家主權の強化と擴充を達成するものであつて、そこに、「デモクラシーの本質的機能」が認められることは後述するごとくであるが、そのような、いわば、「機能としてのデモクラシー」をば成立せしめ、達成せしめる「デモクラシーの本質的契機」は、依然、被治者人民の特定の服従のしかたに、とりわけ、その服従のエトス (Ethos) 的契機に求めるほかはない。

かくて、デモクラシーの本質は、總じて、人民の自己支配の機能、ないし方法でもなく、また、他方、少數者が多數者を支配するカラクリでもなくして、少數治者に對する多數被治者人民の自主・自律的な服従の方法と態度と

に求められねばならぬ。一言にしていえば、「服従のしかたとしての「デモクラシー」」を考える事が、「人民のための・人民による・人民の政治」の發達に、この最も肝要なことと思われ、あえてこの稿を起す次第である。⁽¹⁾

- (1) 民主主義・民主政治・民主制・民本主義・衆民政等と譯され、それぞれ理由をもつてゐるが、本稿のばあい、表題をのぞいては單に「デモクラシー」とした。但し、表題にも示されてゐるように、語本来の意味合いにもとづく政治的概念としてである。なお、特に記さないかぎり、「近代デモクラシー」ないし現代のデモクラシーを指稱していふものと誤解された。
- (2) g.e. に對する b.e. の概念については、例えば、Kurt Lewin: A Dynamic Theory of Personality, 1935. あるうは、相良守治氏、行動と生活環境、昭和十七年、等參照。
- (3) 抽論、コトバの魔術と政治の任務、帶廣畜産大學學術報告等一卷第三號。および、所謂「公明選舉」運動における名と實、同上學術報告同卷第四號。
- (4) Gottfried Salomon: Allgemeine Staatslehre, 1931. S. 175.
- (5) Salomon, a. a. O.
- (6) 矢部貞治博士、政治學入門、五四頁。
- (7) 清水幾太郎教授、社會心理學、參照。
- (8) 丸山眞男教授、政治學、「社會科學入門」所收。および、上揭抽論、コトバの魔術と政治學の任務。
- (9) 矢部博士、前掲書、同頁。
- (10) 元來、「政治」なる語自体・魔術、もしくは呪術との不可分關係を示す。往古の「政」とは「マツリゴト」、「治」は「治水」の義でありて、いずれも迷信的信仰にもとづく超自然的・呪術的な儀式によつて行われたものである。
- (11) 本來、事物の「本質」を論することは、嚴密・正確な意味での「科學」の仕事ではないであろう。本稿は、デモクラシーの理想なり、價值なりを、一應前提したうえで、その實現の方策として、デモクラシーをばいかに見ることが適切であるかを考察するという意味において、この「本質論」は、いわば、その「本質」——くだいていえば、本來の性質——において、いわゆる「政策學」もしくは、「政策論」的考察である。

およそ人民なるのは、一単位として自主的、かつ連續的に行動するところの意味をもつて統治するにとはできない⁽¹⁾。統治は、いねど、^(ガガアメン)政府と名づけらる組織された少數者 (an organized minority) の仕事であり、支配 (rule, die Herrschaft) のまつぶや少數者集團 (the minority group) による統治であつた。ラスキル、「社會生活の特徴は、少數者の意志への多數者の思慮なき服従である」⁽²⁾ ことを指摘して、歴史上の國家がつねに示したものだ「比較的少數者に對する多數者の服従」として事實を、「驚異的現象」 (The Striking Phenomenon) と呼んでくる。あることはまた、F・ウイーチーによれば、「『少數者の法則』 (Das Gesetz der kleinen Zahl) は、歴史がわれわれに解答を求めてくる最も不思議な問題である。これは、ナゲルの大問題がやがてある所で、學之間、問題にする所となる運命を擔つた」⁽³⁾ もれえどもれ。

せんじて、歴史上のあらゆる政治社會に最も普遍的に見出される基本的事實は、ほんたる「少數者の支配」 (Minority Rule) と繋がる「多數者の服従」 (Majority's Subordination) である。これが、おもにあらゆる政治社會 (political society or association) は必然的な「權力の組織化」 (die Organisierung der Macht) ともなり固有法則的現象であつた、ゆえより、ナモクラシーの政治社會とされる、まだ、さむきのプロレタリア獨裁の社會主義國家とされる、この傾向法則からの「少數者」⁽⁴⁾ である。學者は、この法則を名づけ、「寡頭政治の鐵則」 (das ehrne Gesetz der Oligarchie) と呼ぶ (R・ル・ケル)、「少數者原理」 (Prinzip der kleinen Zahl) とも稱する (M・カヒーベー)。本稿はよしとて、最も簡明な「Minority Rule」なる語を用ひ、如上の事柄をとらへぬとしたとおゆふ。「マイナリティ・ルール」 とは、おや、「少數の支配」を意味し、また、「少數の原則」をあ

わせ意味する。約めていえば、「少數支配の原則」である。しかして、特筆すべきは、この原則は、政治社會の擴大^{エクスパンション}にともない、益々顯著に、自己を貫徹しゆく底のものだとしたんだある。政治社會における底邊の擴がりと頂點の高まりとの併行といふ、史上、到る處に認められる現象——しかも、後述するじとく、いわゆる近代デモクラシーの政治社會におひて、特有の形態をもつてこうそうダイナミックに發見する現象——が、この見解を裏づけてくるとおもう。

ところだ、わがくに現代のデモクラシーにおける最大の「神話」(political myth)、もしくは迷信、したがつてまた「魔術」(word magic, Magie des Wortes)せ、いわゆる“majority rule”的である。「マジョリティ・ルール」とは、通常一般に、「多數決」の原則^{ルール}もしくは制度と、「多數の支配」^{ペース}とをあわせ意味する語であるが、これにあつては、「多數決」の制度は、とりもなおさず、「多數支配」——すなわち、デモス(demos, 多數人民)のクラテス(kratos, 権力、支配)つまり、「デモクラシー——を現實に保障する手段と考えられ、むしろ、「多數決」の行われるところ、「多數支配」あり、デモクラシーとは、ひつきよう、「多數決」の謂にほかならぬとする思へ込まれやうかのんじく⁽⁸⁾ある。しかし、「多數決原理」もしくは「多數決制度」の採用は、決して、原則として(as the rule)、「多數支配」なる一般的事實(rule)をもたらしてはこな⁽⁸⁾のである。この問題に關しては、著名なJ.グライスの實證的研究以來、前記ヘルスその他によりすでに論證しつくされた觀があり、また、われわれの日常の経験に徴するも分明な事がらと信ずるので、説明を省略するが、たとえ、多數決制による多數支配としうことが、ふわば、その都度的には、實現可能であるとしても、近代國家の複雜、かつ龐大的な政治・行政上の諸問題をば理解し、必要の度毎に、國民投票の制度を通じて、政策の決定と、その遂行の指導・監督に當たるとするよくな能力や餘裕は、到底、一般國民のよくもやからんとしたるではなし。本段開頭の命題の意味するところも、このほんの點に存する。

しかば、いわゆる「國民代表制」の機能的意味如何。多様に分化せる國民意思の立体的統合をはかる「代表」(Representation)の原理こそは、右の困難を解決すべき近代デモクラシーの寶刀ではなかつたか。⁽¹⁰⁾ たしかに、近代デモクラシーを古典古代のいわゆる直接デモクラシーからわかつ機構上の主特徴は、ほかならぬ「代表」の制度にある。しかしながら、ひつきよろするに、「意志は決して代表せしめ得ないものである。意志は、その意志自体であるか、然らむれば別個の意志である。……それ故に、代議士たちは、人民の代表者でもなければ、代表たることもできないのである。」と説くルソーのことばには、疑うことのできぬ正しさが認められるのである。

すでに二十年前、宮澤俊義教授によつて鋭く分析されたように、「人が國民の代表者と呼ぶところの者と國民との間には實定法的には何らの關係がない。」もともと、選舉民なるものも國民全体からみればその一部にすぎず、しかもかれらといえども、ひとたび議員を選舉してしまえば、あとは議員との關係において他の選舉權をもたない人びとと異なるところはないのである。しかして、國民一般と議會との間には、議會の行動をもつて、國民全体を代表する行爲と認定するに足る意志の結合ないし連絡は、決して一般的に實在してゐるものではない。その意味で、「イギリス人は、自分たちを自由な國民だと思つてゐるが、じつは大變な思いちがいをおかしてゐるのだ。かれらが自由なのは、議員選舉の際のみにすぎない。選舉がすんでしまえば、かれらはともにも足らぬ奴隸になつてしまふのだ。」(魯點筆者)⁽¹¹⁾ と喝破したルソーのことばは、こんにちなお名言たるを失わぬであろう。

およそ、人が眞に「自由」でありうるのは、かれみずから自己を支配しうるかぎりにおいてであろう。⁽¹²⁾ 政治的諸關係におけるばかり、ことにしかりである。「服從こそすれば、自分自身の意志にのみ服從し、何ら他の意志に服從しない者は、政治的には自由である。」したがつて、いわゆる代議制によらず、直接の國民投票により、國政の運營がなされるならば、國民の政治的自由は達せられるであらう。しかし、現實において、その不可能なことは前記のごとく

であり、また「たとえそれが行われ得たにせよ、國民が自由でありますのは、じつは、「敗北した少數者の側に投票せず、勝利をえた多數の側に投票したときに限られる」⁽¹⁵⁾ のである。されば、デモクラシーの本質的主要標識を、「自由」(liberty, freedom, die Freiheit) ⁽¹⁶⁾ 求めるにむかふよ、その自由をば、「國民の自治——self-government」と解するにむかひ、「デモクラシーは存在せず、かつ存在するにとあたわず、むしろあるであら。

觀念態としての「デモクラシー」の最主要契機は、國民一般の通念におこり、「主權在民」⁽¹⁷⁾ は、「國民主權」ということばで表現される理念^(idee)である。いんなど、「主權」(sovereignty, die Souveraenitaet)とは、元來、高度にボレー⁽¹⁸⁾ミッシュな政治性をもつ歴史的概念であり、したがつてむしろ多義的な性格の語であるが、いまかりに宮澤教授の説にしたがふ、「國家の政治のあり方を最終的にきめる力」⁽¹⁹⁾ を意味する語と解するなら、そのような主權の所在は、ときとして財閥とか軍閥とかの一部有力者たちであつたり、あるいは外國の政治家たちであつたり、または國際的獨占金融資本の少數支配者たちであつたりして、「國民主權」とは云々條、事實上(de facto)、主權が國民に存しないばあとのふくらむありうるとは、かつて戰後の憲法改正に關し、宮澤教授との間で交された「國民主權論争」において、尾高朝雄教授も確認しておられるどおりである。したがつて、「事實としての主權」の所在に關するにむかひ、「主權在民」なる在來の觀念は、「眞赤な嘘か、うわぐだけの飾りか、せうぜじゅ」といふに、「國民主權の學說は、たとえいかに洗練せられ、聖化せられて、ひつまよリーテームの假面にすぎない」と喝破せられたのであつた。なんぞをかくすとれば、quaestio factiとしてみたばあ、「國民主權」とは、純然たるイデオロギー(Ideologie)⁽²⁰⁾ もしくはウトーピー(Utopie) ⁽²¹⁾ ほがならぬ。このことは、明確に「科學としての政治學」を志向しつゝある政治學上の主權概念としてみるにあらず、當然のこととしてヨリヨリ明瞭とな

るであろう。倒えれば、丸山眞男教授の見解にもとづいて、主権とは、こんにち、最高度に組織化された物理的強制手段（警察・軍隊）を、いわば最後の切札（ultima ratio）として合法的に獨占するにとよつて、國家という社會集團が社會諸集團間の紛争（conflict）に對してもつところの最後的解決能力である、といふふうに理解するなら、このよろんな意味の「主権」を、げんに掌握し、運用してゐる者は、國民社會（national community）における一部少數者であつて、不特定多數人たる一般國民ではあり得ないこと明白である。

また、もし、主権在民とは、國の政治^{（ガヴァメント）}のあり方が民意にもとづいてることを意味するものとし、總じて、民意にもとづく政治のあり方をば、デモクラシーと稱するならば、史上、かつてデモクラシーならざる政治はなかつたといふこととなる。なぜなら、いかなる政府^{（ガヴァメント）}（もしくは政治權力^{（ポリティカル・パワー）}）といえども、被治者人民の明示もしくは暗黙の承認を得られなければ、政府（もしくは政治權力）として存立し、機能することは、到底、できない道理であるからである。政府もしくは權力の存立を根本的に制約し、條件づけてゐるこのよろんな社會心理的基礎事實に關しては、周知のように、つとにD・ヒュームによつて、「政府はただ人民の意見のうえにのみ基礎づけられる。この格率は、最も自由かつ民主^{（デモクラチック）}的な政府^{（ガヴァメント）}に妥當すると同時に、最も專制かつ軍事的な政府にも適用される。」と說かれ、その表現が啓蒙的・合理主義的に傾いてゐる點はともかくとして、事が、それ自体はきわめて的確に洞察され、道破せられたのであつた。かくて、政治^{（ガヴァメント）}のあり方が民意にもとづくといふこと、それのみをもつて「主権在民」と解し、そこにデモクラシーの「存在」を認めようとするならば、それは全く無意味なしわざとなりおわらざるを得ないのである。

以上、觀念態もしくは理念形態としてのデモクラシーの主要契機につき、實相解明の簡潔なメスが加えられた。これによつてもわかるように、ひとくちにいつて、デモクラシーの觀念と實態、その名と實とのあいだには、著し

い背馳が存在する。しま點検したところを約言すれば、政治社會の基本原則は、「マイノリティ・ルール」であつて、「多數決制による多數支配の原則」という意味での「マジョリティ・ルール」は、せじぜいウトーピーか、しからむれば迷信にすぎない。「國民代表」として、「國民主權」としても、何らその「コトバ」に相當する「事實」をともなわぬ單なる「名目」、あるいは「建前」にすぎぬところ點において同然であつて、政治社會における事實隠蔽の現實機能を營むかぎり、またひととしくイデオロギーたることを免れぬところとなのである。事理すでにかくのじとく分明とすれば、「言葉の固有の意味におけるモクラシーは、未だかつて存在しなかつたし、將來も存在し得ないであろう。多數者が統治し、少數者が統治せられるなど」といふことは、そもそも自然の秩序 (ordre naturalis) に反すゆ。⁽²⁾ ふつうたルソーのいひばの正しかる、おはや、容易に理解されるむんろであろう。

- (1) 同上、例えは H. J. Laski: A Grammer of Politics, 4ed, 1937, p. 91.
- (2) 近代政治社會における「統治」と「支配」の分離については、例えは、丸山教授、政治の世界、二八頁以下參照。
- (3) Laski: op. cit., p. 18-21.
- (4) Friedrich Wieser: Das Gesetz der Macht, 1926, S. 1.
- (5) 丸山教授、上掲書、四三頁以下。あるはまだ、矢部貞治博士、政治學入門、五六一六〇頁。
- (6) Robert Michels: Zur Soziologie des Parteiwesens, 1915, Kap. II.
- (7) James Bryce: Modern Democracies, 1920. 松山武氏邦譯、岩波文庫。
- (8) Michels: ibid.
- (9) Laski: a. a. O.
- (10) 矢部博士、政治學、一一一頁以下參照。
- (11) J. J. Rousseau: Contrat Social, 1762, 故平林初之輔教授邦譯、第三篇第十五章。
- (12) 富澤教授、國民代表の概念、美濃部博士還暦記念、公法學の諸問題、第二卷、六二頁、昭和九年。

前掲書、同章。

Hans Kelsen: *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, II Aufl., Kap. I, 1929. 西島芳一氏譯、岩波文庫版、三〇〇頁。

Kelsen: a.a.O. 邦譯、一一一頁。

(15) (14) (13)
このことは、アリストテレスの「ポリティカ」以来の傳統的・古典的見解といえるが、筆者の見解とはえども、うなづかる、
その例外をなすものではない。

(17) (16) (15)
堀田彦教授、國家主權の絶對性、近代國家論〔第一部權力〕所收、三四四頁。宮澤教授、憲法大意、六一八頁。

Seligman: *Encyclopaedia of the Social Science*, 關連項目參照。

(18) (17)

宮澤教授、國民主權と天皇制どちらのねばえがき、國家學會雜誌、第六二卷第六號、五頁。および同教授、前掲書、六頁。

(19) (20)

尾高朝雄教授、事實としての主權と當爲としての主權、國家學會雜誌、第六四卷第四號。なお宮澤教授との「主權論争」の經

緯についても該論文參照。

尾高教授、前掲論文、一〇〇頁參照。

(21) (22) (23)

Kelsen: op. cit., 邦譯書、一一一頁。

Vgl. Karl Mannheim: *Ideologie und Utopie*, 1929.

(24) (25) (26)

丸山真男教授、科學としての政治理、人文、第1號、昭和一十一年、參照。

丸山教授、前掲、政治の世界、一六頁參照。

丸山教授、同上書、三三三頁による。

Rousseau: ibid, 前掲邦譯、第三篇第四章、九八頁。

III

政治社會の基本原則は、上述のように、「マイノリティ・ルール」である。R・マッキイヴァアもいようとおり、「多數者、もしくは人民は、決して支配することはない。——支配するという實際の仕事は、常に少數者の手中にある。⁽¹⁾」しかば、デモクラシーを、「マジヨリティ・ルール」もしくは「人民による統治」(Government by the People)あるいは「主權在民」と説くことになる現實的意味があるのであらうか。

社會通念としてのデモクラシーにしばしば見受けられるように、學者によつても、存在、もしくは事實過程としてのデモクラシーに對し、當爲としてのデモクラシーを考え、ひつきよう、デモクラシーとは、それを目ざして人びとが努力するところにある、——われわれが民主主義とよぶ所以も、またかかるデモクラシー本來の性質、つまりその本質にもとづく、といふことを論をなす者もなしとはせぬ。しかし、もし、デモクラシーが單なる當爲や永遠の理想にとどまるのであれば、そもそも「科學としての政治學」の對象とはなり得ないであろうし、當爲としてとらえるにせよ、人びとがいかなるしかたで實踐するのかが問わねばならぬ。政治の問題は、つねに現實効果を豫想し、前提して提起されるのであつて、何らの具体的手段も、特定の方法ももたず、したがつて、何らの効果をも現實にもたらすことのないデモクラシーといふがごときものは、道德的觀點からはともかく、政治的には無意味なること言うをまたないであろう。⁽²⁾されば、本稿においては、あくまでも、事實および現實に即しつつ、まづもつて、方法および機能としてのデモクラシーを見究めねばならない。

上來、すでに關說し來つたように、如上の諸觀念は、まず重要な一面において、「マイノリティ・ルール」の事實および眞理を隱蔽するイデオロギー的機能を果し、近代政治社會における既成權力の現狀維持政策(Policy of

“status quo”の手段としての現實的意味をもち得たのである。しかれば、これらは、近代民族國家における。

市民階級のための・市民階級による・大衆支配の觀念的・象徴的手段であつて、内實において、市民階級の少數支配^{マイノリティ・ルール}、および、市民階級の利益代表なし奉仕者たる政治家・官僚・軍人等による少數統治を可能ならしめるに役立つたのである。さきに、「デモクラシーの神話」として、「デモクラシーの魔術」と呼んだ所以も、ここに存する。これをば、近代デモクラシーのイデオロギー的主要機能とよぶならば、この點に關する認識は、K・マンハイムのいわゆる、思惟ないし知識の「存在被拘束性」(die Seinsgebundenheit des Denkens)⁽⁴⁾の事理にもとづき、労働階級の立場よりするマルクシズム政治學徒の分析に最も辛刺なものがあらうと豫想されるのであるが、しかし、深淺厚薄の度合こそ異なれ、およそ經驗科學、もしくは實證科學としての政治學の研究に從事するすべての學徒に當然に共通するところであろう。

されば、いわゆる近代デモクラシーのイデオロギー的機能とは、單にこれのみのことがらにとどまるものであるか。そしてまた、デモクラシーとは、ひつきよう、「マイノリティ・ルール」の特定の方法、しかたるにすぎないものなのであらうか。さきに、デモクラシー本質觀の一極としてあげた、「少數者のための・少數者による・欺瞞的な大衆支配手段のシステム」としてのデモクラシーを考えることが、眞理にいたる唯一の方途であるのか。答えは、明確に、『否』である。なぜならば、上記の「マイノリティ・ルール」なり、「人民による統治」なり、「主權在民」なり、いわゆるデモクラシーの觀念的・イデオロギー的諸契機そのものが、すでに、單なる「マイノリティ・ルール」の手段たるにとどまらずして、他面において、「マイノリティ・ルール」の制御手段(means for control of “minority rule”)となつており、しかして、このことは、なお、前述の「多數決制」なり、「國民代表制」つまり「代議制」なり、いわゆるデモクラシーの制度的契機、もしくは、方法ないし機構としてのデモクラシーの基本的契

機についてみるならば、さうやう明らかとなることであろうからである。

もとより「支配のしかたとしてのデモクラシー」發達の沿革に徴するも、デモクラシーは、まず何よりも、少數治者、なしし政府の統治活動に對する多數被治者人民の自發的服從を調達する方法であり、そのための仕組・機構であり、しかして制度であった。このことは、なんにちの「多數決制」にもとづく「國民代表制」、すなわち「議會制」(parliamentalism)、あるいは、「主權在民」を謳じ、「權利章典」(bill of rights)を掲げる「立憲制」(constitutionalism)一般にあつても何ら異なるところはないのである。例えば、國民は、選舉した——ヨリ適切には、むしろ、選舉せしめられた——議員を代表とみなすことによつて、あるいは、むしろ、代表と思い込ましめられることによつて、議會における決定を、そのような手續・仕組がないばあいよりは、比較的自發的・能動的に承認し、支持せんとするであろう。少なくも、その決定に對する服從を認容すべく納得せしめられやすいであろう。しかも、議會における決定なるものが、じつは、議會外における特定少數者の決定にほかならぬ事例は、決して乏しとはせぬのである。このことは、とりもなおさず、治者的利益志向の觀點からすれば、國民代表制——議會制が、被治者の自發的服從を獲得する方法であり、裝置であることを意味するものであつて、直接デモクラシー、あるいは、大衆デモクラシー(Massen-Demokratie)の方法的基礎をなす「人民投票」の制度についてみれば、事理、さらに明白なものがあるであらん。

しかしながら、國民代表制の政治的機能は、單にそれのみにとどまらず、同時に、他の重要な一面において、「少數者支配制御」の機能を營むことを通じて、「國民のための政治」(Government for the People)の實現に寄與するところがあり得たのである。すなわち、國民代表の制度は、少數者支配のあり方を、國民の福祉に即應せしむべくコントロールするための手段ないし方法、もしくは仕組としての役割をも營み得るのであり、じじつ、營んで

もきたのである。「多數決」の制度にしても全く同然であり、いわゆる「三権分立」制や、法治主義 (Rule of Law)、また立憲制そのものについても、同様の事情を確認しうるであろう。

こうした機能としての、デモクラシーにおける兩面性は、デモクラシーの制度的契機についてのみならず、その觀念的契機についてもまた、同様に認められるところであつて、「國民代表」なり、「法治主義」なり、前記の「マジヨリティ・ルール」とか、「人民による統治」、あるいは「主權在民」等の觀念は、實證科學の見地からは、ひつきよう、擬制 (Fiktion) にほかならず、その重要な一面において、少數者支配の事實をカモフラージュし、内實において「マイノリティ・ルール」を貫徹せしめる虛構的手段として機能してゐることじうをまたないが、しかも、他面において、こうした擬制的觀念が、少數者支配 (マイノリティ・ルール) に對する被治者人民の制御手段としても機能しうること、および、多かれ少なかれ、少數支配制御の、たゞ、として役立ち得てきた事實、事實を看却し去ることはできない。なぜなら、デモクラシーの政治的本質は、かかる事實と觀念とのからみあいのうえに立つデモクラシーの機能的二面性の明確な認識にたつてのみ、正しくとらえうるであろうからである。たとえば、「法律主權主義」 (Sovereignty of Law) などとも表現される “Rule of Law” の觀念についてみれば、支配は何よりも人間の關係 (ヒューマンリレーション) である。自然人であろうと、法人であろうと、ともかく人間の支配のもとにあるのではなく、法規範といふ精神的な力のもとに住んでいる。⁽⁵⁾ と考えることは、デモクラシーの事實過程を忘れて觀念態にとらわれ、その虛構性に幻惑されたひとつ、幻想 (イリュージョン) にほかならず、また、往々、「とにかく合法的手續によつて判定された法律としてある以上、これにしたがうのが法治主義、國家の國民としての義務である」という類いの議論が一方的に通用してゐるように、「法の支配」、もしくは「法治主義」なる觀念は、近代デモクラシーの政治社會における既存支配關係の温存・強化のイ

デオロギー的手段たる現實機能を營んでゐるが、他面において、これが成立の由來から推すも、少數治者の專行をば抑止し、制御するための有力な建前、ないし口實として機能すること、また何んに機能しつつあることを否定することはできないであらう。

イギリス議會政治史上の一大人傑ディスレイリィは、その著作中に登場する政治家の口をかりて、「正しく^{アイディアズ}觀念は滅多にない。たとえあつたにしても誰も知らない。しかしけれわれ政治家は、言葉^{ワーリグ}をもつて人民を支配する。」と記したといふが、現實のデモクラシーは、効果ないし機能の觀點からするとき、まずもつてそうした老猾な政治家たちをチャムピオンとする少數階級の支配にとつて好都合なように、巧妙に工作され、仕組まれた觀念や、言葉によつてつづられている。デモクラシーをば、この面においてとらえるとき、そこは、少數者による大衆支配の、イデオロギー的手段のシステムとしてのデモクラシー觀が成り立つことになる。しかしながら、すでに考察したように、それら、少數者による大衆支配のイデオロギー的諸手段のうちの基本的なものは、同時に、大衆の利益のために、少數者による支配を制御する手段としての役割をも果しうる性能をあわせもつてゐるのであつて、むしろ、そうした「少數支配^{マイノリティーコントロール}の制御手段」として機能しうる觀念や言葉が、史上その例をみぬほど數多く公認され、權威を認められて存在するところと、そこに近代デモクラシーの第一の特徴があるとすらふえるであらう。

ともあれ、以上の考察によつて明らかなように、デモクラシーの制度的および觀念的契機については、相互に對立し競合する二種の性能なし機能がみとめられる。機能としてのデモクラシーにおける二面性^{二面性}ことの意味は、すでに明らかとなつたこととおもうが、デモクラシーの政治的本質は、何よりもかかる兩種の機能の併存との競合、しかしてそのことを通じて、後述するひとき政治的統合 (political integration) の可及的高度化がもたらされるところ、すこぶる力動的な運動過程におじてあるものとして把握されねばならない。しかもそのやう、かか

る兩機能の競合を實現し、「少數者による大衆の欺瞞的支配」に對する「大衆による少數支配のコントロール」の優位をば、あたうかぎり確保し得て、もつて、國民のための強力政治⁽⁷⁾を達成する主体的基本要素は何かといえば、それはつまるところ、國民大衆の政治的知性と自律的意志をおいて他に求めることはできないであろう。何となればいかなる制度も觀念も、それを運用する主体を缺いては、何らの機能をも果し得ないこと、その手段としての性質から當然であり、しかして、一般に、政治社會における少數治者は、被治者大衆を欺瞞し、操縱し、支配する意志と能力とを有するに反し、「大衆は一般に受動的・消極的・惰性的な性質をもつもの」⁽⁸⁾であつて、「政治問題を檢討したり實踐したりする餘裕も關心も少な」く、したがつて、少數治者の支配・統治行動を有効にコントロールしうるだけの能力や意志は、決してつねに十分とはいひ得ないからである。しかも、筆者從來の觀察からすれば、一般國民大衆の政治的志向・關心の根本的あり方は、みずから支配し統治せんとする方向にあるのではなくして、「爲政者によつて安んじて服従しうる狀態におかれること」を期待し意欲するものとして特徴づけられる。ここに、近代デモクラシーにおいても、ともすれば、少數者による欺瞞的な大衆支配という機能が優越して、大衆による少數支配制御の機能が低調ならしめられる所以がある。しかし、國民自身の自覺と努力によつては、デモクラシーにおける少數支配制御の機能を高めることは、もとより不可能事ではない。されば、ひとくちにいつて、國民の自主的精神態度こそは、デモクラシーの本質的契機をなすものであるといえよう。

ところで、少數者支配の制御に役立ちうる如上の觀念的諸手段は、同じく前述のごとき制度的諸手段と補完し合つて存在している。そうして、それらは歴史的形成物として、ひとつまとまりをもつた統体をなし、それ自身、一箇のシステムを作つてゐる。このようにみると、デモクラシーとは、國民自身の自覺と努力によつては、「國民のための政治」の可及的實現が可能なよう、——觀念的にも、制度的にも——仕組まれてゐる政治の形態、い

な、そうしたしきみそのものであつて、約言すれば、「デモクラシー」とは、「國民のための・國民による・少數支配の制御手段のシステム」にほかならぬことが理解されるであろう。すなわち、さきに、「少數者のための・少數者による・欺瞞的大衆支配手段のシステム」としてとらえられたところのものは、他面からすれば、かかる性質をもつ存在であり、そうして、かかる對立的二性質（ないし二機能）の競合・統一といふ點にこそ、デモクラシーの本質的性格が存するのである。

しかして、そのようなデモクラシーの本質的性格を成り立たしめ、維持し強化する・デモクラシーの本質的契機とよぶべきものこそ、ひとくちにいつて、國民の自主的・精神態度であつたのである。これなくしては、「國民のための・國民による・少數支配の制御手段のシステム」も、たんなる手段・方法・仕組・裝置たるにとどまつて、「方法としてのデモクラシー」においてはともかく、「機能としてのデモクラシー」は、ひとえに、「少數者による大衆の欺瞞的支配」を意味しあわるであろう。しかるべきは、もとより、上述の、方法としてのデモクラシーにおける二性質、また、それが實現されたばあいにおける、デモクラシーの二機能間の競合と統一はあり得ようはずはない。デモクラシーの本質的性格は、かかる事理そのものが物語るところであつて、さればこそ、デモクラシーの本質の問題は、つきつめれば、必然に、被治者たる國民大衆のペースナリティー、もしくは、エトス (Ethos) の問題にたちいたるのである。

このような意味合いにおいて、デモクラシーの本質的契機の問題につき、その所在と性格をばいつそ明らかならしめること、ひらくいつて、「近代デモクラシーの精神的基礎」の究明、とすることが以下の論述の主たる目標となるのであるが、筆者はここに、かようなデモクラシーの本質的契機、もしくは精神的基礎をもふくむデモクラシ⁽¹⁰⁾概念を指定しておきたいとおもう。このことは、前にも断つたように、本考察のよつて立つ政策學的見地よりする

とき、このそく有益と思考されるのである。

それは、ひとくちにいえば、デモクラシーを特定の「体制」としてとひき、その体制の構成要素として國民のベースナリティーを含ましめる方法である。すでに、筆者は、他の論文において、このような手段を考案して政治社會の變動過程の分析に資せんと試みたのであつたが、そのもとには、主として、このゆる Feudalismus や Absolutismus に例をとり、政治社會における制度と、イデオロギーと、ベースナリティーの國民的共通特徴との二者の構造的・機能的一致連關を意味する語として「体制」の概念を定立しようとしたのである。⁽¹⁾その後における研究の進行は、例えば、當該「政治社會」が「安定」せるばあくの「封建主義体制」や、「絕對主義体制」におけるようない、如上三要素間の構造的・機能的一致連關が缺如せるばあくともいふ、要するに、政治社會における前記三要素間の連關の事實と態様、その相互作用のありかたをば、ひらく「体制」とよびなすにとて作業價値を認めつゝあるが、さし當りては、本稿においてもまた、「少數支配制御」(Control of Minority Rule) の機能を營みうる制度と、イデオロギーと、ベースナリティーの基本型⁽²⁾との一貫したシステムをもつて、体制としてのデモクラシー概念を構成することとした。現今のわが國のひととき、体制論的見地からするも、まさに過渡期(a transitional stage)にある政治社會の「民主化」^(デモクラティゼーション)とは、なによりもかかる意味における「民主主義体制」の確立を意味するものでなければならぬであろう。すなわち、われわれ日本國民に課せられた最も緊要な實踐的課題は、ほかならぬ、「少數支配の制御体制としてのデモクラシー」の確立であり、なかんづく、そのベースナルな要因の創出、ならしヒトス的契機の擴充・強化である。

(1) Robert McIver: *The Web of Government*, 1947, p. 149.

(2) 摘編、政治行動の性格と原理——政治行動論序説——、第三刷九頁以下參照。

(3) K・マンハイム、前掲書参照。

(4) しかるに、マリクシズム學徒による近代デモクラシーのイデオロギー的研究は、案に相違して比較的に乏しいようである。おもうに、これは、下部構造を決定的に重視する唯物史觀の見地に由來するとともに、また、それをなすことは、支配階級の狡猾さのみならず大衆の愚昧さをも暴露する結果となり、必ずしも戰術的に有利とはかぎらぬといふ實際的な理由にもよるのでなかろうか。

(5) Hans Krabbe: Die moderne Staatsidee, S. 81.

(6) J. Bryce: Modern Democracies, 前掲邦譯、八頁。

(7) 強力政治とは、強權政治と異なり、権力の直接的行使、およびその威嚇による心理的強制はこれを最小限度にとどめて、國民の積極的支持を調達し、それによりてベック・アップされたり、公益實現のための政策を精力的に遂行する政治のしかたをいう。

(8) および(9) 矢部博士、政治學入門、五六一五七頁。

(10) 第一段、註⑩参照。

(11) 援論、戰後日本の政治と教育に關する政治社會學的基本考察、帶廣畜產大學學術研究報告、第一卷第四號。

(12) この用語は、新たに、南博助教授の創案に負う。同氏編著、人間の心理、一六七頁以下参照。

四

デモクラシーの要訣は服従のしかたにある。なぞなら、多數人民は、上述のように、支配し、統治することはできず、ひつきよう、治められ、服従する者なのであつて、かれら自身の欲するところも、みずから支配し統治することにはなくして、不平なく治めてもらうこと、安んじて服従しうることにあるからである。しかし、かれらは、いかに治められることを欲するかをば、みずから決定し、その意向を表明することを通じて、よりよき服従の狀態——被統治狀態——をもたらすことはできるのである。しかして、いわゆる「市民生活」もしくは「國民生活」とは、

政治的觀點からは、かかる意味における多數人民の被統治狀態にほかならぬ。いま、これら多數被治者人民がいかに治められることを欲するかをば、人民みずから決定し、その意向を表明するて、だて、やしくみ、およびその態度、もしくは行動様式を一括して、ひらたく「服従のしかた」とよぶならば、かかる服従のしかたにおける進歩・改善こそ、いわゆるデモクラシーの發達にほかならぬといえるであろう。さきに考察した多數決制にせよ、國民代表制にせよ、あるいは「主權在民」等のイデオロギーにせよ、それらは、被治者人民の服従意思の決定・表明に有効な仕組・て、だて、たるかぎりにおいて、デモクラシーの發達に貢献しうるのであり、また、「國民のための・國民による政治」というのにしても、事情は同じであるが、科學的には、よりよき被統治狀態（＝國民生活）をもたらしうるような國民自身の服従のしかたと解しなければ、全く無意味なコトバの遊戯となりおわるのである。

ところで、多數被治者による「いかに支配されることを欲するか」の決定と、その意思の表明は、もつとも端的には、少數治者の支配、もしくは統治のしかたに對する同意と拒否、“Yes”と“No”との二者擇一的表示としてあらわされる。古來、人民は、洋の東西を問はず、せんじつめればこの二種の態度・行動の選擇を通じて、少數者支配のあり方をコントロールし、政治のあり方を左右する勢力（influence）をもち得たのであり、しかも、一般人民大衆が支配、もしくは統治に對してなしうるところは、ひつきようするに、これをいすることはできぬのである。

このことは、「人民による統治」を標榜する近代デモクラシーの政治社會といえども、前近代的政治社會と原理的に何ら異なるところはない。その「人民による統治」とは、事實上（de facto）、如上の意味における人民勢力の高度化による少數統治以外の何物でもあり得ぬのであつて、人民みずから治者たることを意味するものではない。にもかかわらず、近代デモクラシーの政治社會が前近代的政治社會から區別せられる所以のものは、ひとくちにいえば、少數者支配に對する多數被治者人民の制御手段の特殊なシステムがこれに存するからであり、そのことに

よつて、上記の意味合いにおける人民勢力の高度化が制度的に保障されているためにほかならぬ。具体的にいえば、少數治者の支配・統治行動に對する多數被治者の同意もしくは拒否の表明、ないし批判や提議の開陳が、これにあつては、國民の權利として憲法により保障せられ、その權利行使の制度的しくみとして、例えば政黨や、議會や、國民投票があり、また、國民のそうした政治活動を正當化し、權威づける象徴的手段が、イデオロギーとして憲法のうえでもととのえられているという點である。^{トーテ} 少數治者に對する多數被治者の服從・制御のための手段^{モデル}、ないし方法として、このような特殊な仕組が形作られてであること、この點に、近代デモクラシーの政治社會を、とくに近代國家として歴史的に特質づける根據が見出されるのである。

もともと、近代デモクラシーは、近代民族國家、もしくは國民國家 (nation state) なる政治社會の形成原理であり、そしてその社會体制であつた。この体制の樹立をまつてはじめて、この政治社會における「政治的底邊」の擴がり、と「政治的頂點」の高まりとがあわせ可能ならしめられたのである。「階級」的次元における「政治的擴大」を推進しつつ、「民族」的次元における「政治的集中」⁽¹⁾ を達成するという近代國家のはなれわざは、じつにデモクラシーやそのものが擔つた歴史的役割であり、近代デモクラシー最大の政治機能はこの點に存する。デモクラシーが、近代國家の「政治的權力」^{ポリシー} 國家主權の強化・擴大のための政策として採用せられ得た所以も、ことばをかえていえば、一方における人民の「自由」の擴散と、他方における政府の「權力」の集中といふ、久しく相反し矛盾しきたつた要請をば、統一的に解決する方途がここに見出されたがゆえであつた。すなわち、そのさい、デモクラシーとは、何よりも、政府ないし國家の統治權力を、被治者人民の自由な意志にもとづかしめるための method であり、人民の自律的な同意と支持、すなわち、その「自發的服從」をば調達するための仕組であつたのである。もとより、その方法なり、仕組なりがそうしたものとして意味をもちうるためには、被治者人民に政治的自由が保障されてあらね

ばならない。近代デモクラシーは、上述のように、それをば國民の權利として憲法によつて保障し、そのうえで、多數決制にもとづく國民代表制や國民投票制、あるいは政黨制や議會制のごとき被治者の自發的服従を調達する裝置を設け、「國民主權」(sovereignty of the people)その他、被治者大衆の自發的服従を喚起しうるようなイデオロギー的手段・心理的裝置をそなえてゐるのである。

ところで、じま、こうした裝置・仕組を一括して、「少數治者による多數被治者國民の自發的服従調達手段の特殊なシステム」とよぶならば、これは、そつくりそのまま、最前、「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段の特殊なシステム」とよばれたものにほかならぬこと明瞭であろう。このことは、政治上のものとの多くについで、大なり小なり認められるようだに、デモクラシーにもまた、いわば「盾の兩面」が存するといふことなのであるが、——そうして、かかる矛盾・緊張をはらんだ性格こそ、まさに、デモクラシーの本質的性質なのであるが、それを明らかならしめるためにも、——問題は、この「兩面」がいかにかかわりあつて、デモクラシーといふひとつの「盾」をその本來あるべき姿において形作るのであるか、という點に存しよう。

私見によれば、その解答はすこぶる簡単である。つまり、デモクラシーが後者、すなわち、「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段の特殊なシステム」として有効に機能するばあい、そこにもたらされるものは、略言すれば、「國民のための政治」である。しかし言えば、「國民により、國民のための政治」が達成されることとなるのである。そうして、「國民のための政治」を遂行する政治權力は、當然に、國民大衆の自發的服従を獲得し得て、鞏固な基礎にたつ強力な政府、ないし國民國家の形成・確立へと進むであろう。つぎに、デモクラシーが前者、すなわち、「少數治者による多數被治者國民の自發的服従調達手段の特殊なシステム」として有効に機能し得たばあい、そこにもたらされるのは、じうまでもなく「國家權力・主權の強化」であるが、しかしながら、かく機能しうるた

めには、やはり、「國民のための政治」が少數者側の讓歩によつて行われるか、少なくもやがて行われうるとの希望が國民によつて抱かれねばならない。しかして、結局、それを行わしめるものは、一般に、後者、つまり「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段の特殊なシステム」に依據する「人民勢力の高度化」を指して他に期待することはできないのである。それは、現在にいたるまで、古來、内外の史實が嚴肅に物語つてゐるところである。これを要するに、デモクラシーにあつては、その本來の機能を果さんがためには、まずもつて、「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段」として機能することが肝要であり、これが行われ得て、「國民のための政治」がもたらされるにともなつて、はじめて、「少數治者による多數被治者國民の自發的服従調達手段」としてもまた有効に機能し得、「國家主權の強化」がもたらされるものなのである。

およそかくのごときが、その本來あるべき姿におけるデモクラシーの「盾の兩面」の關係と考えられるのであるが、しかし、とくにわが國のごとき後進國 (a backward nation) の現實においては、その一面、つまり、「少數治者による多數被治者國民の自發的服従調達手段のシステム」は、ともすれば、既說の「少數者による欺瞞的な大衆支配手段のシステム」たりやすく、そこに、他の一面、つまり、「少數者支配に對する多數被治者國民の制御手段のシステム」としての機能との間に、激しい摩擦・競合が生起することとなる。しかし、このことは、近代デモクラシーの本質的性格に由來する必然的現象であつて、後進國のばあい、複雜な社會構成がその傾向をいつそう助長しているに過ぎぬ。この摩擦・競合を通して、「少數支配制御」が功を收め、「國民のための政治」を實現し、もつて、「自發的服従調達」が促進せしめられ、かくして、「國家權力の強化と安定」が達成せられること、かかる運動過程の實現にこそ、ほかならぬ近代デモクラシーの本質的機能が認められるのである。

しかしながら、いかに手段ないし方法としてのデモクラシーが完備したにせよ、單にそれのみでは、デモクラシ

の本質的機能が發揮されるべきはずのものではない。なぜなら、政治社會の基本原則たる「少數者支配」の具体的なあり方に對して、多數被治者國民が同意もしくは拒否、イエスかノーかの態度を自主・自律的に決定し、表明することをしないならば、デモクラシーは、「少數者支配の制御手段」としてはもとより、「多數被治者の自發的服従の調達手段」としても機能し得ないこと當然明白であり、そこに、いわば、デモクラシーの「畫餅化」は必至だからである。ことばをかえていえば、少數治者の「權力」に對する多數被治者の「自由」——ひつきよう、精神的主体性——なきところ、デモクラシーは、舊態依然たる「マイノリティ・ルール」の形式的、ないし名目的な裝飾、もしくは、内容の伴わぬ看板にとどまるのである。わが國の場合に即していいうなら、もし一般國民が、なお封建主義的氣風や、家父長制的絕對主義下の臣民的メンタリティーに泥み、治者の忌違に觸れることを懼れ、その親心に頼つてひたすら恭順 (Pietaet) をのみ心がけたり、「^(ホリティカル・ペシ)政治的無關心」の態度・氣風に埋没していくかぎりにおいては、民意による權力のコントロールが利かぬため、權力の作用は、「國民のための政治」となり難く、したがつて、そこに見出される服従もまた、依然として盲目的ないし慣習的・もしくはたかだか功利的服従にすぎず、デモクラシーにとつて肝要な自主・自律的服従、あるいは積極的・能動的服従たり得ないことを通じて、「權力の經濟」(economics of power)⁽²⁾も促進せられ難く、同様に、權力の社會心理によるその強化・擴充も達せられ得ず、つまり、「手段もしくは方法としてのデモクラシー」は現存するにもかかわらず、「機能としてのデモクラシー」はほとんど見るべきものなしという情況を呈することになるのである。「デモクラシーの畫餅化」とは、まさにかかる事態をさしていいうにほかならない。それとくとも、ひつきようするに、國民における精神的主体性の缺如のしからしむるところであつて、前段において、ひとくちに、「國民の自主的精神態度こそは、デモクラシーの本質的契機をなすもの」と述べたのも、また如上の一般的事理の洞察を豫想し、前提していたからでもあつたのである。

統治原理としてのデモクラシーは、ひとくわに、「合意による統治」(Government by Consent) ふじやふじあら
ぬがおらぬであらん。ふじかえれば、統治のしかたとしてのデモクラシーは、何よりもまず、「被治者の合意」
(the Consent of the Governed)^(*) に基づく統治でなければならぬ。ヨリ厳格にいふなら、その「合意」は、ヨリ
積極的な意味の「同意」(Consent & Assertion) である。すなわち、あくまでも自由な、自主・自律的なしかたで
行われる多數被治者國民の同意が、デモクラシー成立のものとも基本的な要素なのである。——むちにデモクラシ
ーの要素とは、それなくしてはデモクラシーとはいひ得なものとさうほどの意味であるが、被治者の同意こそ、
そのもつとも基本的なものであるとさうのである。——しかりとすれば、論理上、當然に、デモクラシーの成否の
鍵をにぎぬ者は、少數治者ではなくして、多數被治者たる國民にほかならぬこと明白であろう。(——この意味か
らすれば、いわゆるデモクラシー國家における主權者は、まさしく被治者たる多數人民以外の何者でもあり得ない
であろう。) もとより、支配もしくは統治の民主主義的規範原理は、「民意の尊重」にあり、議會の同意や、世論の
支持を得て國政の運営に當たるところにある。しかし、民意尊重の少數統治のみではデモクラシーは決して成り立
ち得るものではないのであつて、何といおうと、自主的同意による多數被治者の自律的服従が不可缺の要素であ
る。これを獲得・調達するための前者であつて、その逆ではあり得ない。まして、爲政者が親心をもつて肚を太く
し、下々の言分を聞いてやるとさうような態度や方法がとられることが自体は、いかなる意味においてもデモク
ラシーではなく、強じていえば、擬似・あるいは似而非デモクラシーとでもよびうねにすぎぬであらう。統治様式、
もしくは、「支配のしかた」としてのデモクラシー」は、服従様式、なし、「服従のしかた」としてのデモクラシー」
の存在を前提し、もしくは豫想して、はじめて成り立ちるのである。もしも、少數治者に對する多數被治者の
「服従のしかた」が、無批判・無責任の「追随」もしくは「同調」にとどまるばかり、いかえれば、封建主義的

ないし絶對主義的服従様式を脱却して、民主主義的服従様式への轉換が遂行されないかぎり、いかに手段、もしくは方法としての「デモクラシー」が完備されていようと、その統治は、ひつきよんするに、「同調による統治」(Government by Conformity)⁽¹⁾たることを免れず、到底、「同意による統治」(Government by Consent)——すなわち、「デモクラシー——たり得ないものである。つまり、その「支配のしかた」は、本質的に、封建主義支配、ないし絶對主義支配としてとどまらざるを得ず、「自發的服従調達」その他、上述せることを「デモクラシー」の本質的機能の達成は、この場合にあつては、全く期待し得ないこととなるのである。

本稿にいわゆる「服従のしかた」とは、もともと、デモクラシーについては、立憲制や「主權在民」等の諸制度および諸理念から成るところの、多數被治者の少數支配制御手段のシステムをもふくめ意味することは前記のとおりであるが、ここにとりわけ問題とするのは、すでに上來の行論からも明らかであるように、多數被治者國民の服従の態度、(attitude) なしし行動様式 (behaviour) である。態度なしし行動様式としての「服従のしかた」に、各種各様の「がた」がありうればこそ、とくに被治者自身の主体的な同意 (consent and assertion) による「自律的服従」⁽²⁾を獲得しようとして、「支配のしかた」としての「デモクラシー」ことに上述の、「少數治者による多數被治者の自發的服従調達手段のシステム」としての「デモクラシー」が採用せられ、民意尊重の統治様式が行われることとなるのである。これが、少なくも、手段ないし方法としての「デモクラシー」、および、支配態度としての「デモクラシー」が採用される「正常な場合」である。

わが國の場合は、いわゆる後進國としての事情から、明治における立憲制の採用にせよ、今次戰後のボ宣言受諾にはじまる「民主主義化」にせよ、少數治者グループにとつては、國際政治上の必要に出する餘儀なき權宜たる意味をもち、必ずしも多數被治者國民の自發的服従心の喚起と、その調達・動員を通じて、政治權力・國家主權の安

定・強化・擴充に資せんことを企圖したものではなかつたが、かかる場合にせよ、手段としての「デモクラシー」の存廢、また、機能としての「デモクラシー」の成否が、何よりも一般國民の「服従のしかた」にかかつてゐるところ根本的事理に關しては、何らの差別も存しないこと、あらためて説くまでもなく明らかであろう。

これを要するに、本段冒頭のことばのとおり、「デモクラシー」の要訣は、被治者大衆の「服従のしかた」にあり、そのいかにあるかが、デモクラシーの存廢・成否を決する最主要のモメントである。

- (1) 政治的底邊と頂點、政治的拡大と集中、これらの概念については、丸山教授、明治國家の思想、「日本社會の史的究明」所収、參照。
- (2) 丸山教授、政治學、「社會科學入門」所収、參照。
- (3) e.g., H. J. Laski: Grammer of Politics, chap. I. 因みに、この觀念は、左註のJ. ロックの書に由來する。
- (4) この觀念を提起した著名なのは、John Locke (1632-1704) である。かれの著、Two Treatises of the Civil Government, esp., the latter, 1690. 參照。
- (5) デモクラシーにおける事實概念としての「主權在民」とは、このよだな事理を意味するものとして解する以外に、適當な解釋は見出されないようにおもわれる。
- (6) この觀念もまたロックの思想に由來するものである。なお、「Government by Consent」～「Government by Conformity」の對概念を考量基準として、わが國民の政治意識を分析し、測定しようとする着想、——されば、作業要員としての、哲論において次段にみると、服従の行動様式における「同意型」(consent type) と「同調型」(conformity type) の分類・定立として發展せしめられる。——をば、筆者は、恩師、丸山眞男教授の直接の御示唆に負ひてさる。
- (7) 「自律的服従」の概念、およびその意義については、例えば、原田鋼教授、政治學原論（改訂版）、一八二頁以下參照。

本稿の問題意識よりするとき、少數治者、ないし政府の統治活動に對する被治者大衆の服従様式は、いわゆる「型」に分つて考察するなどを適當と考へる。すなわち、その一は、「同意型」服従——Subordination of “Consent Type”——である。他の一は、「同調型」服従——Subordination of “Conformity Type”——である。前者は、自他の立場や見解の相異を明確にしたうえで、むしろの正しい意味における自他の妥協 (compromise) の結果としての決定に、それから生ずべき結果 (effect or consequence) に對する自己責任の意識 (sense of self-responsibility) をもつてしたがう服従のしかたである。これに對して、後者は、自他の利害關係や意見の相異を明らかにあらわしながら、結果に對する責任の負擔を回避して、結局は、ヨリ優勢な地歩を占める者の意思に無批判に追随し、その決定・結末に服してあやしまない事大主義的、事勿れ主義的な服従のしかたをいう。⁽¹⁾ しま、兩者をそれぞれの性格特徵においてとらえ、通俗的用語にうつせば、前者は、つまり、「民主型」服従——Subordination of “Democratic Type”——民主的服従様式であり、後者は、さしあたり、むしろ「封建型」服従——Subordination of “Feudal Type”——むしろ封建的服従のタイプである。したがつてまた、歴史的觀點を加えて、理念的に圖式化していふなら、前者は、支配——統治の近代的様式に對應する服従行動の「近代型」⁽²⁾ であり、後者は、近代以前の支配様式に對應する服従行動の「前近代型」である。

しかし、もうとも重要なことは、統治機能（もしくは權力）の「近代化」を促進するものがここにいふ、同意型服従、にほかならぬことである。すなわち、前段で明らかにされた「國民のための政治」の可及的實現と、「國家主權の安定・強化」の達成というデモクラシーの本質的機能は、ただ、この多數被治者の側における同意型

服従の態度、もしくは行動様式の存在をまつてはじめて發揮されるのである。前段において、「デモクラシーの要訣」は、服従のしかたにあると述べたのも、つまりは多數國民の服従のしかたが、前近代的な「同意型」^(コンセンサント・タイプ)を脱却して、近代的な「同調型」^(コンフォーミティ・タイプ)へと高まりうるか否かによつて、デモクラシーの成否・存廢が決せられるという、このきわめて單純・平明な事理をいわうとしたにほかならぬ。

しかしして、わが國戦後のいわゆる「民主主義化」について、はやくもその後退が論じられる所以も、このこととは無関係ではあり得ぬであろう。すなわち、本稿の問題觀點からすると、戦後、いちおう、方法もしくは「手段」としての「デモクラシー」が——「自發的服従の喚起・調達装置」としても、「少數支配の制御装置」としても——完備せられたにもかかわらず、「デモクラシーの本質的機能」が著しい伸び悩みの状態に停頓し、ついに、その「手段」「装置」としての「デモクラシー」までが、制度においても、思想もしくはシムボルにおいても、動搖・後退せしめられるがごとき兆候を示しはじめた根本の理由は、かつて他の機會にも論じたように⁽²⁾、戦後のいわゆる「民主化」が支配關係の基本的變革をともなうものでなかつたこととならんで、當然に、治者・被治者の双方をふくめて、日本人一般の「ベースナリティーの基本型」、ないし「エトス」の變革にいまだみるべき効果を收め得ず、したがつて、多數被治者國民の「服従のしかた」も依然として「同調型」の域を脱せず、「同意型」への轉換が遂行されていない⁽³⁾という點にもとめられるのである。

かかる事情は、また、わが國における「体制としてのデモクラシー」の未確立を意味することがらもある。なぜなら、制度と、思想および象徴と、エトス、もしくはベースナリティーの基本型との三者のシステムとしての「体制」は、デモクラシーのばあい、本稿の本質論からすれば、前二者をふくめての手段としてのデモクラシーと、多數國民のエトスとしての民主主義、もしくは、その生活のしかたとしての民主主義の特殊化された發現形態たる

「同意型服従」の行動様式と、この二者のいわば有機的結合にほかならず、かかる「デモクラシー体制」の成立に不可缺な「同意型服従」の要素が不足し、かつて「絶対主義体制」の基本要素であつた「同調型服従」がなお根強くかつ廣汎に存續しつつあるということが、わが國戦後の政治社會の不安定と退行の基本原因として認められるからである。

しかも、戦後わが國の「マイノリティ・ルール」の政策的基本線は、すでに辻清明・丸山眞男兩教授等によつて正しく指摘されてあるよう⁽⁴⁾に、「權力からの民衆疎外」という點に見出されうるが、昨今はさらに一步を進めて、「同調型服従の温存と強化」に新たな力點がむけられつつあること、日々の報道によつても明らかに察知しうるところであろう。

およそ、「マイノリティ・ルール」の政策的基本線としての「權力からの民衆疎外」と、「同調型服従の馴致・調達」とは、あらためて説くまでもなく、今次敗戦にいたるまで、いわゆる「外見的立憲制」のもとで、家父長制的絶對主義天皇制官僚により承繼・驅使せられ來つたわが國の傳統的支配^{II}統治原理であり、こんにち、かかる前近代的・非民主的統治原理にたつ少數治者グループの政策ないし政治技術が奏効すれば、「マイノリティ・ルール」に對するデモクラシー本来の制御機能はますます停滞せしめられ、「國民のための政治」のヨリ高度な實現は不可能となり、國家權力の近代的強化・擴充もまた、到底期待し得ないこととなりおわるのである。すなわち、デモクラシーの本質的機能の發現、その高度化が阻止されればされるだけ、それだけ、いわばデモクラシーの晝餅化現象が招來される結果となるのである。

戦後日本のデモクラシーの晝餅化傾向を阻止し、その本質的機能の高度化を達成する根本方策はただひとつ、被治者國民大衆の「服従のしかた」をば、在來の「⁽⁵⁾同調型」から「同意型」にまで高めあげ、轉換せしめるこ

と、これである。これなくしては、ついに「体制としてのデモクラシー」は、この國に確立せられあたわぬのである。

しかして、このことは、ひつきよう、國民のペースナリティ改造の問題であり、ひろき意味における「教育」の課題である。ここに、後進國たる日本において、デモクラシーと教育との密接な關係が、先進國に比していつそ切實に意識されねばならぬ所以がある。わが國政治學界、ならびに教育界の最高重鎮たる南原繁教授が「人間革命」の要を切言し、「國民性の改造」を強調せられ來つたのも、まさしくかかる問題意識の自覺と抱懐があつたればこそであろう。また、終戰當初の國會が、「教育優先」に關する決議を行ひ、二十二年三月、「教育基本法」の制定に當つては、その前文に、「われらは、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の實現は、根本において教育の力にまづべきものである。」(傍點筆者)と謳つたのも、それ自体としては全く同様の意味合ひと解せられ、本稿の問題視角から論點を限定ていえば、デモクラシーの本質的機能を發揮せしめるためには、デモクラシーの本質的契機たる國民の自主的精神性度の育成・強化、ヨリ具本的には、体制としてのデモクラシーの確立に根本的に不可缺な、國民の「同意型服従」の行動能力の育成・強化をはかる「政治教育」⁽⁷⁾が先務であるといふに歸する。

政治が何よりも人間の行動であるかぎり、政治の問題は、ひつきよう、「人間」の問題であり、「精神」の問題である。史的唯物論といえども、正しく理解されるかぎりにおいては、決してこのことを否定するものではない。これはまた、いわゆる「人民民主主義」諸國における「實踐」によつて、もつとも雄辯に證明され來つたところでもある。例えば、ソ同盟や中國をして、こんにちあらしめ得たものは、「根本において、教育の力」であるとみるとすら可能である。しかし、本來、社會・文化現象は、マツキイヴァアや、マンハイムが説くよくな意味あいにおいて

て相關的なものであり⁽⁸⁾、その第一義的理由として、何より社會・文化現象が、「人間」なる同一主体の作用たることにもとづくと解せられる。したがつてまた、政治の問題も、單にかぎられた「政治教育」と相關するのみにとどまらず、ヨリ一般的に、治者および被治者國民大衆の「ものの見かた・考え方かた・感じかた・ふるまいかた」の基本的特性、つまり、さきに、「ペースナリティーの基本型」とよびなされた民族や階級の性格的特徴の問題と關連し、ここに、道徳や宗教のごとき「文化」の問題につながつてくるのである。南原教授がつとに日本民主化の政治的課題をば、この國における「ルネッサンス」および「リフォーメイション」の問題として、すなわち、「文化革命」⁽⁹⁾ないし「精神革命」の事業として、いわば世界觀的・エトス的次元においてとらえ、解決の方途を論じておられるのも、ひとえに如上の事由にもとづくものと理解しうるのである。

これは、本稿の問題視角からすれば、ひとくちにいつて、「近代デモクラシーの精神的基礎」の問題であり、ヨリ具体的・限定的には、「同意型服従のエトス的基礎」の問題である。しかして、この問題を放置して、「われらは、平和を維持し、專制と隸從、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようと努めている國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思う」ことは、所詮、はかないのぞみにおまるであろう。なぜなら、こんにちの國際社會においても、名譽ある地位を占めんがためには、デモクラシーの本質的機能を發揮せしめなければならず、そのためには、体制としてのデモクラシーの確立が必要であり、デモクラシーの体制的確立には、何よりも同意型服従のエトスが不可缺の要素をなすからである。かくして、近代デモクラシーの本質に關する本稿の一政策學的——考察は、同意型服従のエトス的基礎、ヨリ一般的には、近代デモクラシーの精神的基礎の問題の考察へとみちびかれる。

(1) 前段、註(6)にも附記したように、この一對の類型概念は、丸山眞男教授の御示唆にもとづき、筆者によつてはじめてここに作成・使用されるものごとく、如上の概念規定もさし當り本稿の問題考察に役立つかぎりでの暫定的なものである。しかし、

わが國における「デセクラシーの政策學」ともいへき理論が案出・構成されるばあい、これらは、在來の服従類型の分類法とならんで、むしろそれらにおとらずプラグマティックな有用さを發揮しうるのではなかろうか。

(2) 抗論、戰後日本の政治と教育に關する政治社會學的基本考察、帶廣畜産大學學術研究報告、第一卷第四號、および、所謂「逆コース」現象の理論的考察、昭和二十八年度日本政治學會秋季研究會研究報告。

(3) このことは、例えば、既述のごとき「法治主義」のうけとりかたや、政治問題に關する世論調査の試みにおける「D・K・グループ」、もしくは「意見なし」の答えの膨大さによつても推測されるが、逆の方向からみれば、長期にわたり政權を擔當し來つた政治家により、國民は現在の政府に信賴していると確信する、という意味のことが、野黨側のはげしい攻撃に對して、しばしば言明せられるのも這般の事情を物語る一例であるう。

(4) 辻清明教授、政治政策の基本線、日本政治學會年報「政治學」一九五三・特集、「戰後日本の政治過程」所收。および、丸山眞男・辻清明・小林直樹・都留重人四氏、民主主義の名におけるファシズム、世界・第九四號。

(5) 例えば、所謂「教育の政治的中立性維持」論、およびその具体化としての教育二法。但し、斷わるまでもないこととおもわれるが、ここに問題とするのは、かかる政策の政治的意圖ではなくてその政治的効果の點に關してである。すなわち、たとえば如上の議論や立法は、結果的にみて、「同調型服従」の氣風を醸成するうえに効果があるというのであつて、爲政者の主觀的意圖は問題外である。すべて、政治學的認識がかかる結果判斷の原理に立つことに關しては、例えば、抗著、政治行動論序説、參照。

(6) 南原教授、祖國を興するもの、昭和二十四年。人間革命、同年。近くは、民族の獨立と教育、中公公論、昭和二十九年三月號。
教育基本法、第八條、參照。

(7) (8) R. M. McIver: The Elements of Social Science, 1952. 萩地・村川兩氏共譯、第一章第五節、113頁以下。K. Mannheim: Wissenssoziologie, im Handwörterbuch der Soziologie, herausgegeben von A. Vierkandt, 1931.
南原教授、前掲書、なんばに論文。

デモクラシーの本質的機能は、前述のごとく、少數者支配の制御を通じて、國民のための政治を實現し、そのことによつて國家權力＝主權の強化と安定をもたらすことであつた。このような機能としてのデモクラシーは、當然に、制度と思想と人間(personality)との特殊なシステムを不可缺とし、そこに、体制としてのデモクラシーが概念せられたのであつた。同意型服従のエトス的基礎といひ、デモクラシーの精神的基礎といふは、この体制としてのデモクラシーにおける人間的契機の問題にほかならず、デモクラシーの成否・存廢が一にかかつてこの點に存するという意味において、またこれをば、デモクラシーの本質的契機の問題とも稱しうるであろう。

戰後、憲法改正の行われるにともない、天皇制と國民主權の問題をめぐつて、宮澤俊義教授との間に繰り返し行われた論争をむすぶにあたり、尾高朝雄教授はつぎのごとく論結せられたが、その趣旨も如上の意味合いでおいて理解せられよう。教授によれば、「國民の主權は、それが單なる『當爲』であり、單なる『建前』たるにとどまつてゐるかぎり、眞の民主主義の實現を意味することはできない。國民主權の場合には、國民の『心構え』のいかんによつては、『當爲』としての主權を單なる當爲のみに終らせないで、これに『事實』の裏づけを與えてゆくことができる。そうして、その結果として、國民のための政治を國民の力によつて築き上げて行く道が開かれる。」(傍點筆者)つまり、教授のいわれる「眞の民主主義の實現」、すなわち、本稿でいうデモクラシーの体制的确立と、その本質的機能の發揮とは、ひつきようするに、多數被治者國民の「心構え」のいかんによることがらであり、とりも直さず、人間(personality)なし精神(mentality)のあり方の問題であるといふに歸する。同意型服従のエトス的基礎といふのも、根本において全人間的な、「ものの見かた、考え方、感じかた」、そして「ふるまいかた」の習慣的特

徴の問題にほかならぬ。

このような意味あいにおいて、デモクラシーの本質の論究には、「人間」もしくは「文化」の根本的なあり方に關する問題の究明を怠ることはできない。しかし、本稿の性質上、ここではとりあえず、問題の所在と性格についていちおうの見透しをつけておくにとどめ、詳論は、これを他の機會にまたねばならぬ。⁽³⁾

既説のごとく、近代デモクラシーは、その本質において、マイノリティ・ルールの制御体制であり、近代民族國家における政治力結集の原理であつた。ここに、政治に特有の力動的・辨證法的性格は明らかであるが、デモクラシーが本来具有するこのような力動的機制の發現を可能ならしめる根本的契機は、多數被治者國民の側における自主的精神態度と自律能力をあげてほかには存しない。語をかえていえば、それは、「同意型服従」をなしうる人格的能力である。もし、多數被治者大衆が、國政のあり方に對して積極的な諾否決定の態度を示さず、少數爲政者のなすところに没批判的に同調し、無關心の追隨をなすにおいては、本來、マイノリティ・ルールの制御手段たる性質を有するデモクラシーの制度も、イデオロギーおよびシムボルも、その制御機能を發揮し得ず、國民のための政治が實現され得ない結果として、全國民的規模における政治力の結集は期しうべくもなく、統治權力の社會心理的基礎も、依然、脆弱かつ不安定なままにとどまるほかはないのである。

しかるに、わが日本國民の大多数、ことにその老壯年層にいちじるしくみとめられる政治心理的特徴は、いわゆる家父長制絶對主義の「臣民」たるにふさわしい性質のそのごとくであつて、つまるところ、上級權威者に對する恭順の「心がけ」と、自己の意見の決定・表明をさし控えて周圍の大勢に迎合・同調し、事無きを期する底の「心構え」の習性化がもつとも顯著な特色としてみとめられるのである。したがつて、デモクラシーの要諦といわれる「妥協」(compromise)についてみても、日本人は一般にこれがすこぶる不得手であつて、「十二歳程度の國民」

(マッカーサー元帥證言) とよばれるにふれかしく、そのこわゆる妥協は、じつは語の正當な意味での妥協になつてゐない」と、他の機會に説いたとくに、ひつきより、國民多數の政治的行動様式が、いまだにいかく傳統的 Patrimonialism⁽⁵⁾ 特有の「同調型服従」のムードにとらえられてこねじをもの語つてゐるのである。

周知の如く、ベーダルは、精神 (der Geist) をば、「自己自身によつて在るもの」(das Beisichselbstseiente) と規定し、その本性を「自由」(die Freiheit) とみめたが⁽⁶⁾、自己自身の外なるものによつて制御せられ、支配せられてみずからあやしまなうのが、いわゆる「日本精神」の基本的特性とおもわれるほど⁽⁷⁾、國民多數の「一般的精神態度 (mental attitude)」は、自主・自律性、もしくはいわゆる主体性を缺如してゐるのである。「長じものには巻かれよ」とか、「自然の成行に委ねる」というたぐいの態度や意識、なしし氣風は、日常、隨所に見かけることができよう。わが日本精神のこうしたありようは、戦後、米國の知識人によつて、「情況道德」とよびなされたといふが、けだし評し得て妙といふべきであろう。その直接意味するところは、日本人一般について、確乎不動の「モラル・バックボーン」がなく、情況の變化に應じて、例えば、超國家主義^(ウルトロ・ナショナリズム)からいわゆる民主主義へと、容易に、むしろ安易に轉換しうるようなメンタリティの特異さ、總じて、既成事實に對し、「やきてしまつたことはしかたがない」として自己本來の立場や意見を拠棄し、抵抗を斷念して新しい事態をば、それがたんに現實であるといふただそれだけの理由によつて、無條件にうけられ、全く新たな前提にたつて行動するといふ考へかた・ふるまいかたの特異性を指してゐるのであらうが、さらに立ち入つて考えれば、相手と場所がらの異なるに應じて、例えば、尊大になつたり、卑屈になつたり、あるいは「郷に入つては郷に従え」というふうの行動様式、ないし「ベースナリティの基本型」における「環境への依存」傾向をとらえて言い表わしたものと解することもできよう。個人的自我の自主獨立性がこのように缺如してゐるばかり、さきにも述べたように、例えば、多數決制度と「マジョリティ・ルール」にし

ても、「マイノリティ・ルール」制御のデモクラティックな機能を發揮し得ず、そこで行われる「妥協」もデモクラシー本来の妥協たり得ないこととなるのは、まことに當然といわねばならぬ。

あらためて説くまでもなく、アメリカ合衆国は、近代デモクラシーがもつとも順調、かつ正常に發達し得た國であるが、それというのも、ピュリタニズムの精神的傳統と、フロンティアの存在という地理的事情とがあいまつて個人的自由・獨立のエトスを強化し、これがアメリカ・デモクラシーの精神的基礎をなし得たがゆえであつた。まことに、個人的自由尊重の精神こそは、デモクラシーの眼目であり、古代ギリシアのポリスにおけるデモクラシーにあつても、——もとより、市民たる限度においてであるが——このことは明らかに認識せられていたのである。⁽⁶⁾しかし、この點に關して特記すべきは、近代デモクラシーにあつては、すでに古典古代のデモクラシーにおいても自覺せられていたところの、「何びともがその欲するままに生活することを妨げられぬ」という意味の個人的自由の原理をば、はるかに深化・徹底せしめて、信仰・學問・思想等の、いわゆる「精神的自由」⁽⁹⁾、ないし「人格的自由」の原理として、思想のうえのみならず、また、制度・習慣のうえでも確立し得たということである。しかして、被治者國民大衆の氣風、もしくはエトスにおいて、かかる人格的自由の自覺と尊重、その確立が行われぬかぎり、近代デモクラシーの体制的確立は不可能であり、その本質的機能の發揮、つまり、その歴史的役割の達成も望まれ得ぬこととなるのである。この意味において、人格的自由の意識こそは、近代デモクラシーの本質的契機であるといふことができよう。

ヨーロッパにおいては、この近代デモクラシーの本質的契機創出の運動は、ほかなりぬ「宗教改革」(Reformation)として開始せられ、宗教戦争の血みどろな苦難を通じて遂行されていった。アメリカ渡航の「ピルグリム・フォーザーズ」は、その苦難のただなかから、「信仰の自由」、「良心の自由」をまもりおおすべく新大陸の開拓を志

した人びとであつたことは周知の事實である。そのようなかれらを動かし導いたものは、もとより、「利己主義」の「自己自由」ではなくして、「人格的自由」への冀求であり、きびしい良心への忠實であつた。こうした精神によつてつらぬかれたかれらの生活態度は、また當然に、敬虔にして禁慾的なものでもあつたのである。⁽¹⁾ ドイツ・プロテスタントの大哲、カントによつて、「集合道德」や、單なる「個人道德」を超えた「人格性の道德」が明らかならしめられたのも、このようなクリスチヤントゥムの近代的展開にともなう新たなエトスの形成過程においてであつた。アメリカにおける市民革命を指導し、こんにち、アメリカ・デモクラシーの父とよばれるトマス・ゼッファースンの最大の功業・遺産は、ほかならぬ「信仰の自由」の制度的・思想的確立であり、ここに、政治權力からの良心の自由が保障せられ、これが根基となつて、他の領域での自由がつぎつぎと獲得されていつたのであつた。かれ自身の起草にかかる「獨立宣言」にせよ、あるいは、合衆國憲法における「權利章典」の修補事業にせよ、要するにこの基本ラインを踏み越えたものではあり得ない。

個人の良心の權威が確立せられず、したがつて、個人人格の尊嚴が自覺せられぬところに、「政治」というもつとも強力な社會環境の形成活動に對する大衆の「自己決定」(self-determination)の意欲や、「自己責任」(self-responsibility)の意識はうまれ出ようはずはあり得ない。日本人の政治意識における基本的特性ともいふべき「環境への依存」⁽²⁾ 心理は、じつに、良心と理性の未發達にもとづく自律的人格の未成熟を意味するのである。

もとより、このことは、日本國民における道義感の不足とか、わがくに民族文化における倫理性の貧困とかの量の觀點をもつて律せらるべき性質の問題ではない。むしろ、日本人は、もつとも倫理的な國民であるとすらいえるであろう。問題は、いわば、その質に存する。すなわち、社會的期待(social expectation)の内面化の低位性⁽³⁾にもとづき、「日本人の良心」は、他者の思惑を前提として機能し、ひつきよう、社會的期待に忠順であろうとするもの

にほかならず、かかる意味においてまさしく倫理的⁽¹⁴⁾ではあるうが、「環境への依存」を超克しきつた自主・自律性、主体性をば獲得するには至つておらぬのである。したがつて、「日本人の道德」は、ひらくいえば、近代的「自律道德」に對する前近代的「他律道德」の壇内に停滞し、その「ペースナリティの基本型」は、「民主主義的ペースナリティ⁽¹⁵⁾」に對する「權威主義的ペースナリティ⁽¹⁶⁾」の繫縛を脱し得ず、かくして、「マイノリティ・ルール」に對する「服従のしかた」においても、「同意型^(コンセンサス・タイプ)」に對する「同調型^(コンフォーミティ・タイプ)」に泥まざるを得ぬといふわけなのである。

上來、本稿が問題となしきたつたところの、わが國民における「同調型服従」の根因は、ひつきよう、かかる精神的な民族文化のありかたに胚胎している。この點は、アメリカの文化人類學者、R・ベネディクトによる「日本文化の型」⁽¹⁷⁾の研究において、「罪の文化」に對する「恥の文化」として特質づけられたところでもあるが、要するにこのようない「ものの見かた・感じかた・ふるまいかた」の民族的共通特徴、もしくは「エトス」なるものは、前近代的共同社會の生活にふさわしいものではあり得ても、近代國家の形成・運用には、きわめて不適當であることは、もはやあらためて説くまでもなく明らかであろう。かくして、わが國におけるデモクラシーの確立には、「文化革命」、ヨリ端的には、「人間革命」の課題が不可避であり、窮屈において、何らかの形における「宗教改革」が必須であることは、如上の考察からみちびかれる當然の歸結であろう。

一切の世俗的權威に對する個人人格の內面的自主・獨立性こそ、近代デモクラシーの「地の塩」であり、これを缺いては、デモクラシーは、その正しい「用」をなしあたわぬという意味において、これこそ近代デモクラシーの本質的契機であり、同意型服従のエトス的基礎にほかならぬが、かくのごときは、單なる政治的、生活局面上においてよく創出・調達せられうべきものではなくして、究極において深き宗教的境地における個人の深刻な個性的体験を通じて生み出されるものと考えられるのである。

かくて、近代デモクラシーの本質的契機は、被治者たる國民各自の胸奥に求められることとなつた。さきにみたように、尾高教授は、「眞の民主主義の實現」を、「國民の『心構え』のいかんによ」るものとされたが、その「心構え」とは、究極においては、ほぼ、上述のごとき性質のことがらであり、問題であると解せられるのである。

近代デモクラシーの精神的基礎は、文化史のうえでは、おおまかにいつて、「文藝復興」、「宗教改革」、および「啓蒙思潮」によつてきずかれたとみられるのであるが、文藝復興および啓蒙思潮における精神、もしくはエトスは、必ずしも近代特有のものどかぎらず、多分に古代ギリシアあるいはローマの古典文化におけるものと共通の要素を有するがごとくである。ただ、宗教改革のみは、たえて古典古代の知らざりしことろであり、これが近代文化ないし近代デモクラシーを特色づけるにいたつた比重は、おそらく他の二者の遠く及ばぬものがあるであろう。このような推測、ならびに、産業革命以來の商品經濟の進展とともに市民的・社會的自由の擴大も、いわば、その本質的比重においてはこれに及ばぬとの思量から、本稿においては、とくに信仰の自由を中心として、近代デモクラシーにおける個人人格の自律的契機の重要さを強調したしだいである。

この問題については、なお他日に詳論を期しているが、ここでは、すでに十數年前、故三谷隆正教授によつて述べられたきわめて鋭切な言葉を引いて、いつそう問題の所在と性格を明らかならしめるたよりとし、ひとまず拙論を結ぶこととした。

「人間の人格的個性的價値についての深刻なる意識に至つては、是は基督教出でて始めて與へ得たところのものである。單なる個人主義ならば、基督教を僕つまでもない、ストアにもあらう。エピクロス派にもあらう。支那の古典はそれの各種の類型を擧げ示すであらう。そんなものではない。もつと深い根柢を有する人格意識個性意識である。徹底的に超個人的立脚地に立つ所の個意識である。それは基督教のみの與へ得た所である。而してそ

これが社會の全面に亘り政治的に顯著なる實を結ぶやうになつたのは、第十六世紀の宗教改革以後の事である。文藝復興はそれを齎し得なかつた。宗教改革以後の歐洲に於ける國家乃至法律に關する哲學的反省は、從來のそれと截然區別せられ得るやうな、或る特異なる根本的動向を包藏するやうになつた。その特異なる根本的動向が近世社會と古代社會及び中世社會とのけちめをなすもの、言ひかくれば近世社會の心髓である。さうしてそれは基督教によつて育成せられたる、敬虔にして深刻なる個性意識である。單なる個人主義や、それから出發した功利的民主主義ではない。功利を絶したる敬虔なる人格主義である。この敬虔なる基督教的人格主義が、近世歐米人の社會觀の底流をなしつつある。其事は終に否定できぬ。然るに我日本は猶未だ宗教改革を經驗せず、唯しさか文藝復興を經驗しつつある。日本人は未だに眞に個と其の人格とを敬重する道を知らぬ。⁽¹⁾

- (1) 當爲としての國民主權に、事實の裏づけを與えてゆく、とは、具体的にはどうかとなのか。この點に關する尾高教授の御高見は必ずしも明確ではない。本稿の基本的見解は、おそらく、そのもつとも端的、平明な解答を與えうるであろう。すなわち、多數被治者國民による少數支配制御機能の高度化ということ、これである。
- (2) 尾高教授、事實としての主權と當爲としての主權、國家學雜誌、第六十四卷第四號、二五頁。
- (3) この問題に關して、部分的にはあるが、筆者の見解を明らかにした啓蒙的な論稿に、例えば、人間とこうことばについて、帶廣畜產大學大學昇格記念學友會誌、昭和二十五年。日本人の心の習慣について、帶廣畜產大學創立十周年記念誌、昭和二十六年等がある。
- (4) 抽稿、政治行動論序説、第三刷、一一五頁。
- (5) Patrimonialismus の概念については、M. Weber: Wirtschaft und Gesellschaft, Kap. VII. Patrimonialismus. やおよび石田雄助教授の卓れた論文、わが國における國民教化の一特質、なかんずくその第二節、「家族主義」の系譜、「東洋文化」第十二號所收、參照。
- (6) Vgl., G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, od. Einleitung in die Philosophie der Weltgeschichte.

(7) 高木八尺博士、米國政治史序説、其他。

e.g., Vgl., Aristoteles: *Politika*, V, 1317. b. 山本光雄氏重譯、三三三頁。

Aristoteles, a. a. O.

(8) 大塚久雄教授、近代に於ける自由と自由主義、社會思想研究會編、自由主義の現代的課題、所收、六七頁による。

(9) (10) 大塚教授、同上論文、同上書六一頁以下。および、同教授、近代資本主義の系譜、近代社會と宗教改革、近代化の歴史的起點等の諸著參考。

(11) (12) 丸山眞男教授、戰後日本のナショナリズムの一般的考察、日本太平洋問題調査會譯編、アジャの民族主義——ラクノウ會議の成果と課題——、所收、一七二頁參照。

(13) 福武直・日高六郎兩助教授共著、社會學、五八頁參照。

(14) (15) ここにいう倫理的の「倫理」の概念については、和辻哲郎博士、人間の學としての倫理學、上卷、參照。

(16) この對概念については、例えば、福武・日高兩助教授、前掲書三七頁參照。ただし、日本人の「權威主義的な社會的性格」(同書、五〇頁)については、何より、家父長制的權威主義が注目されねばならぬであろう。その意味で、本段註(5)の論文のほか例えれば、福武助教授、日本農村の社會的性格、あるいは、川島武宣教授、日本社會的家庭的構成、參照。

(17) Ruth Benedict: *The Chrysanthemum and the Sword—Patterns of Japanese Culture*, 1946. 長谷川松治氏邦譯。
故三谷教授、法律哲學原理、一頁以下。本引用は、野田良之教授、信仰・教育・學問、國家學會雜誌、第六十卷第十號所收、九八一九九頁による。

(附記) 拙論は、もと、昭和二十四年度文部省科學研究費交付金による各個研究——研究課題、「日本における民主主義と絕對主義」——の一部をなすものであつて、このたび、發表の機會を得たのを幸い、舊稿を補正し、まとめたものである。同交付金規定により、この旨を附記する。